

## 文化環境評価システム実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、県が実施する公共事業等のハード事業に際して、文化の保存及び活用並びに環境の保全及び創造のために配慮すべき事柄を定めた文化環境配慮方針(以下「配慮方針」という。)を効果的かつ持続的に機能させていくために必要な事項を定めるものとする。

### (配慮方針)

第2条 公共事業等のハード事業を担当する職員(知事部局、公営企業局、教育委員会事務局及び警察本部の職員をいう。以下同じ。)は、配慮方針に沿った事業の実施に努めなければならない。ただし、緊急性や応急性を要する事業は、この限りではない。

2 配慮方針に基づく事業の検討は、設計段階等の可能な限り早い時期に行うものとする。

### (対象事業)

第3条 対象事業は毎年度、次の事業とする。

- (1) 別表の対象事業表に該当する事業(補正予算等に伴い該当する工事を含む。)
- (2) 前号に該当する事業がない場合に、事業主管課で所管事業工事の中から別表の対象事業の区分ごとに1件以上任意に選定し、対象とすることとした事業

2 前項に該当する事業のうち、次に掲げる事業に該当するものは対象から除くことができる。

- (1) 前年度以前に検討した事業
- (2) 施設の修繕工事、機械(電気)設備工事等、明らかに環境配慮の対象事項に当たらない事業
- (3) 環境影響評価法又は高知県環境影響評価条例の対象となる事業
- (4) 災害復旧等、緊急性が高く、早急を実施する必要のある事業

### (専門機関等への意見照会)

第4条 対象事業での環境配慮の取組を推進するため、環境配慮に必要な事項について、自然共生課は専門機関等(別紙参照)に意見照会するものとする。

2 前項の規定に関わらず、対象事業のうち、工事発注機関が事前の環境調査を実施する場合や、外部有識者から構成される委員会で検討する場合等は、意見照会の対象外とする。ただし、工事発注機関が希望する場合は、専門機関等への意見照会を行うことができる。

(組織の責務)

第5条 文化環境評価システム(以下「システム」という。)を推進していくため、次の表の左欄の所属は右欄の役割をそれぞれ担うものとする。

所属	役割
事業主管課	所管事業の中で、システムの対象事業の選定及び調整を行い、工事発注機関に対する支援等を行うこと。
工事発注機関	配慮方針に沿った工事の実施に努めるとともに、行った工事の配慮内容等については積極的に情報発信していくこと。
自然共生課 (事務局)	システムの事務局として、システムを運営し、事業主管課、工事発注機関その他の関係課との調整を図るとともに、専門機関等との関係を構築・維持し、環境配慮に必要な事項の事前確認に努めること。また、文化及び環境に関する情報共有の推進に努めること。

(システムの実施手順)

第6条 各対象事業について、工事発注機関(工事担当者)の考慮する配慮内容をもとに専門機関への意見照会を行い、工事発注機関は専門機関からの助言や提案等を参考にしながら、実施可能な範囲内で工事の設計及び施工に反映するものとする。

2 環境等へ配慮した工事の結果、施工状況等は今後の配慮の参考にするとともに、これからの公共工事の環境等配慮にむけた取組の一助となるよう、これらの情報については、県全体で共有し、その活用を図っていくものとする。

3 システムに基づく取組状況等は、前年度の実績をホームページ等で公表し、県全体で共有するものとする。

(委任)

第7条 システムの事務的事項に関しては、別に定める文化環境評価システム事務手順によるものとする。

2 この要領及び前項の文化環境評価システム事務手順に定めのない事項が生じた場合は、そのつど事業主管課その他の関係課と事務局とが協議し、システムの運用方法を定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 3月 2日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 11 月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

○令和6年度の対象事業に係る「次年度対象事業予定表」と「環境配慮検討書（施工前）」の提出期限については別に定める。